

雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限

(平成 4 年 2 月 1 2 日公正取引委員会告示第 3 号)
制 定 昭和 5 2 年 3 月 1 日公正取引委員会告示第 4 号
全部変更 平成 4 年 2 月 1 2 日公正取引委員会告示第 3 号
変 更 平成 8 年 1 2 月 1 0 日公正取引委員会告示第 3 4 号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に基づき、雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限（昭和五十二年公正取引委員会告示第四号）の全部を次のように変更する。

雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限

- 1 雑誌の発行を業とする者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。
 - 一 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十二年公正取引委員会告示第三号）の範囲
 - 二 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十二年公正取引委員会告示第五号）の範囲
 - 三 編集に関連し、かつ、雑誌と一体として利用する教材その他これに類似する物品であつて、雑誌の発行をする事業における正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲
- 2 雑誌に募集の内容を掲載して、その雑誌の編集に関連するアンケート、パズル等の回答、将来の予想、学力テスト、感想文、写真等の募集を行い、懸賞により景品類を提供する場合には、前項の規定にかかわらず、当該景品類の価額の最高額は、三万円を超えない額とすることができる。